

令和3年6月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年6月3日(木)
13時50分～14時25分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第9号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳治	11番 石丸 正明
2番 田 悟敏子	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
8番 前田 真一郎	18番 沼田 吉雄
9番 西尾 和三郎	20番 唐島 隆夫
10番 多田 博次	

欠席委員 19番 渋谷 忠司

令和3年6月3日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、本日はご苦勞様でございます。田植えが終わってから、最近では天候も回復し、はと麦や大豆の播種もだいぶん進んでいることと思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は渋谷委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。4番の坂田委員さん、5番の日光委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第6号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第7号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第8号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第9号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は6,220㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇287番1の田4,202㎡と288番1の田2,018㎡の合計6,220㎡です。譲渡人の〇〇さんは、二十数年前に〇〇から〇〇に嫁がれまして、両親が亡くなられた後、その田を相続されましたが、戻ってきて田を耕作することができないため、誰か買ってくれる人がいないか探しておられました。譲受人の〇〇さんは、申請地が自分の田の近辺にあるため、その土地を守っていきたいという思いから、所有権の移転に至りました。〇〇さんは現在、約23,000㎡耕作されており、農機具一式持っておられます。今後も続ける思いがあり、問題ないのではないかと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第6号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第7号の「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、申請者が〇〇さんです。申請地は〇〇143番1、登記地目は田、面積が986㎡で、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号1番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんよ</p>

	り調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。申請者は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは造園工事業を営んでおられます。図面の 5 ページ黄色いところ、1995.74 m²に事務所、資材置場、通路を確保しておりますが、資材置場が慢性的に不足しているという状況にあります。①事業の拡大により、資材置場が不足しているということ。②通路に業務用の車両があり、危険であるということ。③既存土地から近い場所で色々探しましたが、空き地等の雑種地がなかったということ。</p> <p>以上の背景から、隣接地である南側の、今回の申請地である〇〇143 番地 1 の申請になっております。雨水等については、西側に雨水側溝を設けて、南側排水路へ排出することになっております。土地改良区からの意見書もありますし、〇〇区長および農地転用の隣接所有者と合わせて、耕作者である農事組合法人〇〇営農組合の同意も得ております。以上のことにより、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として、議案第 7 号について「承認」してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 7 号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第 8 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第 8 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 5 番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんで〇〇さんの孫になります。申請地は、〇〇154 番 2、登記地目は田、面積が 299 m²で、農家分家住宅及び乗入口敷地への転用を行おうとするものです。位置図については 8 ページから 14 ページをご覧ください。</p>

	この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号5番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、譲受人が〇〇の〇〇さんです。〇〇さんにお話を聞いてきました。孫の〇〇さんのところに家族が増えたためアパートが狭くなり、どこか良い土地はないかと、〇〇地区で色々探しましたが、宅地はなく、一部本宅敷地の中にある、10ページ③の古い農作業場を解体して分家住宅を建てることにしたそうです。また、ここに家を建てるにあたって、車の出入りがしにくいということで乗入口もあわせて申請されました。通路の方は擁壁を作り、本宅敷地にあわせて土盛りをします。雨水は自然勾配によって田に放流し、地権者の同意を得ています。上水道管の敷設はなく、新設の井戸を掘り上水を取水します。生活排水は合併浄化槽を敷設し、本宅生活排水放流管に接続して排水路へ放流します。転用にあたり、自治会長、土地改良区、生産組合長の同意も得ておりますので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として、議案第8号について「承認」してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。 続いて、議案第9号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第9号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。小矢部市長より農地利利用集積計画の制定について諮問がございました。内訳につきましては、次の5ページの利用権設定集計にありますように、

	<p>「10年以上」の利用権設定はありません。</p> <p>「6年以上10年未満」の利用権設定が3件で、面積が14,986㎡であり、新規が3件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載のとおりです。また、配分先(担い手)は別紙にて記載しておりますのでご確認ください。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として、議案第9号については「承認」としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>担い手への農地の利用集積・集約化について、令和2年の集積率が75.8%、令和3年度が76.9%となっておりますが、この違いは何でしょうか。</p>

事務局	管内の農地面積が減って、集積面積が増えたことによります。農地面積が減った原因は、農地転用や、利用状況調査によって非農地になったりして、農地が減っているということです。集積面積については、新規に利用権設定があるなどで、集積率が増えたということになります。
会長	他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日の総会審議、ご苦労さまでした。農繁期も続いておりますが、一段落ということで、作物の生育管理、高品質・高収入をめざしていただきたいと思います。それでは6月の総会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
— 6月総会終了—	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年6月3日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 4番 坂田 信 一

5番 日光 善 浩